

# 令和7年度 定期監査の結果に関する報告書

豊見城市監査委員

# 令和7年度 定期監査の結果に関する報告

令和8年2月25日

## 第1 監査の概要

地方自治法第199条第4項及び第7項に基づき、令和7年度における定期監査を実施した。その結果は次のとおりである。

### 1 監査の実施方針

令和7年10月31日現在における市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

### 2 監査の実施状況

下記の監査対象課について、令和7年4月1日から令和7年10月31日までを期間とする定期監査調書を徴し、それらに基づき、予算の執行、収入、支出、契約及び財産管理等について審査を行うとともに、令和8年2月5日、6日の2日間、監査対象課のうちの4課についてヒアリング、5課について文書ヒアリングを実施した。

#### <監査対象課>

##### (1) 総務部

総務課、秘書広報課、人事課、財政課、管財課

##### (2) 企画部

企画調整課、政策推進課、デジタル推進課、商工観光課

##### (3) 福祉健康部

社会福祉課、保護課、障がい長寿課、健康推進課

##### (4) こども未来部

こども応援課、子育て支援課、保育こども園課

##### (5) 都市計画部

都市計画課、市街地整備課

## <ヒアリング>

実施日	2月5日(木)	2月6日(金)
実施課	障がい長寿課	人事課
	社会福祉課	商工観光課

文書ヒアリング：総務課、政策推進課、こども応援課、子育て支援課、保育こども園課

## 第2 監査の結果

定期監査の結果、対象課における予算の執行や財産管理等、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、関係法令等に従いおおむね適正になされていると認められたが、一部において、改善を要するもの又は検討を求めたいものが見られた。

各課における指摘事項、意見・要望事項については以下のとおりである。

### 1 商工観光課（ヒアリング対象課）

商工観光課においては、プロポーザル方式による契約における公募期間の短縮と、一部の契約関連事務に係る事務処理のもれが認められた。

まず、プロポーザル方式による契約における公募期間の短縮についてであるが、「豊見城市プロポーザル方式の実施に関する要領」（以下、「要領」という。）第10条第2項において、「公募期間は、募集内容を広く周知するため、及び事業者が業務内容を理解し、良質な提案を作成するため、1か月以上は確保するものとする。」とし、続く第3項において、「ただし、対象業務の特殊性や緊急性を考慮して、その期間を短縮することができる。この場合において、最低2週間以上の期間は確保するものとする。なお、期間を示す日数には、土曜日、日曜日、祝日を含まない。」と定めている。

商工観光課においては、プロポーザル方式による契約を複数行っているが、期間の短縮を行っているものが多く、中には、要領に定める最低ラインである2週間すら確保できていないものもあった。

公募期間が短い場合、参入者が減少し競争性が低下するおそれがあるとともに、応募者が十分な検討時間を確保できず、良質な提案を受ける可能性を狭めてしまうおそれがある。公募期間は十分に確保し、要領に定めるとおり、あくまで対象業務の特殊性や緊急性が認められるものに限り短縮を検討されたい。また、短縮を行う場合であっても、要領に定める最低ラインである2週間以上の期間は確保されたい。

その他、委託契約に関して受託者が業務の一部を再委託するに際して書面による承認を行っていないもの、指定管理委託に関して市制定の「指定管理者制度に関する運用指針」

に定める「年度モニタリング」を実施していないものが確認された。

## 2 障がい長寿課（ヒアリング対象課）

障がい長寿課においては、プロポーザル方式による契約における公募期間の短縮と、一部の契約事務における大幅な遅延が認められた。

まず、プロポーザル方式における公募期間の短縮であるが、障がい長寿課においては、プロポーザル方式による契約を複数有しているが、前述した商工観光課と同様、公募期間を短縮しているものが多く見られた。公募期間は十分に確保し、短縮を行う際は、「特殊性や緊急性」が認められるか十分に検討されたい。

次に、契約事務の遅延についてであるが、これは、令和7年4月1日付で行う「障害者等相談支援事業」の委託契約を、実際は大幅に遅れて令和8年1月に行ったものであった。

本事業は、障害者や障害児、障害者の介護を行う者や障害児の保護者などからの相談に専門の相談員が応じ、福祉サービス等の情報提供や各種援助を行う事業である。市内2事業所へ委託しており、障がい長寿課内にも、来庁者からの相談に対応するため、委託先の相談員が常駐している。

契約の形態としては、基本となる「障害者等相談支援事業業務委託」と、それに加えて豊見城市自立支援協議会の運営等を行う「基幹相談支援センター等機能強化事業業務委託」から構成され、いずれも令和7年4月1日から令和8年3月31日を契約期間とする単年度契約である。

長年同じ事業所と随意契約を行ってきた事業であることから、今年度についても当然のものとして、契約事務が行われていないにも関わらず同一事業所により継続して事業が実施されていたものであった。

本事業については、業務内容や支払関係の取り決めに加え、業務の性質上、実施体制や個人情報の取扱いなど、契約で取り決めておくべき重要事項も多い。毎年事業を受託し誠実に履行している受託者であったとしても、契約事務を疎かにすべきではない。また、そもそも、契約方法を毎年精査することなく、長年にわたり特定の相手方と漫然と随意契約を行い、それを当然のことと認識している点にも問題がある。

なお、本契約においては、「乙は、四半期終了後に、乙が既に業務を完了した部分に対応する業務委託料額の10分の9以内の額について、部分払を請求することができる。」と定めていることから、例年、受託者からの請求により四半期ごとの部分払を行ってきたが、本年度は契約締結が大幅に遅れたことにより、受託者は請求が行えない状況となっている。契約金額は2事業所合計して約2,900万円にのぼることから、委託先において資金面での負担が生じていないか併せて懸念される。次年度以降はかかる遅延のないよう注

意されたい。

### 3 こども応援課（文書ヒアリング対象課）

前述した商工観光課、障がい長寿課同様、プロポーザル方式による契約において、公募期間を短縮したものが複数見られた。プロポーザル方式による契約における公募期間の定めについては、前述のとおりである。公募期間は十分に確保され、短縮を行う際は、「特殊性や緊急性」が認められるか十分に検討されたい。

### 4 社会福祉課（ヒアリング対象課）

社会福祉課においては、補助金交付に係る事務処理の不備が確認された。

社会福祉課では、補助金を 5 団体へ交付しているが、うち 3 団体への交付は、「豊見城市各種団体補助金交付規程」に根拠を有し、残り 2 団体への交付は「豊見城市地域福祉基金事業補助金交付規程」に根拠を有する。

両規程においては、交付申請や実績報告の期限が異なっており、「豊見城市各種団体補助金交付規程」においては交付申請期限を「毎年度 9 月末日までの間で市長が定める期日まで」とし、実績報告期限を「会計年度終了後 3 月以内」とするのに対し、「豊見城市地域福祉基金事業補助金交付規程」ではそれより早く、交付申請期限を「毎会計年度 5 月末日まで」とし、実績報告期限を、補助事業の完了または廃止から起算して「30 日を経過する日又は補助金の交付決定のあった会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日まで」としている。

社会福祉課から補助金交付に係る一件書類を徴して確認したところ、両規程を混同して事務処理を行っている様子が見られ、地域福祉基金事業補助金を交付する団体からの交付申請や実績報告の期限超過、交付申請書の様式の誤りが認められた。

また、それ以外にも、令和 6 年度に交付した補助金に係る確定処理が 5 団体中 4 団体に対し未完了となっており、そのうち 2 団体についてはまったく何も行われておらず、残りの 2 団体については確定の起案・回議は行っているものの文書番号付番や通知作成等の処理が未了となっていた。遺漏なく適正に執り行われたい。

### 5 政策推進課（文書ヒアリング対象課）

政策推進課においては、新規制定した要項の制定日が予算措置日より前となっている事例が確認された。制定時期と予算措置の関係については、地方自治法第 222 条第 2 項において、「普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこ

ととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない。」と定められているため、留意されたい。

## 6 人事課（ヒアリング対象課）

人事課においては、給与事務に係る歳計外現金の長期未収金が確認された。

給与事務に際しては、総支給額から社会保険料等の控除分を差し引いて本人に支払うとともに、控除した本人負担分の社会保険料等は歳計外現金口座に移して一時的に保管し、後に歳出予算より別途支出した事業主負担分と併せて豊見城市全体の総額として債権者へ支払いを行っている。

本人負担分の控除に際し、休職等の理由により給与支給がなく控除が行えない職員については、別途、本人負担分相当額の納付書を本人へ送付し、歳計外現金口座へ自身で入金させる運用を行っている。

この、職員自身で歳計外現金口座へ入金するものについて、未収が1件あり、未収の期間はすでに3年に及んでいる。債権者への支払いについては、豊見城市全体の総額として納期限までに支払いを行わなければならない都合上、当該未収分を歳計外現金口座内にある他の現金で補う形で支払済みである。

歳計外現金は、市の所有に属さない預り金で、払い出すまでの間一時的に保管しているものである。今回のように、未収分を含めて歳計外から支払いを行うことは、当該未収分を歳計外現金口座内にある他者からの預り金によって立替えていることを意味しており、未収の期間が長期に及ぶことは、他の預り金の保全上の観点からも好ましいとは言えない。

本市においてこれまで前例がない事案で対応に苦慮していることは理解するが、早期に諸課題を整理され、解決に向けて注力されたい。また、本件のようなケースは、性質上、今後も発生し得る事案であること、回収努力を尽くしたとしても回収がかなわない事態も想定されることから、当該未収金が債権としてどのような位置づけになるかを精査し、歳計外の中で管理し続けることが妥当かどうかも含めて検討を進められたい。

## 第3 改善等を求める事項について(全課共通事項)

複数の対象課にまたがって事例が確認され、全課に共通して注意を促したい事項は以下のとおりである。財務事務、契約事務等、事務の執行にあたっては、各種法令、規則をその都度確認し、正確に行われたい。

### 1 課長等による切手の保管状況の確認について

課長等による切手の保管状況の確認については、豊見城市物品規則の令和6年4月1日付改正により、第10条第2項において、「課長等は、切手等の保管状況を毎月末日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときはその日前において最も近い日曜日、土曜日、又は休日でない日）に確認しなければならない。」と定められた。しかし、各課の切手受払簿を徴したところ、課長等による確認の形跡（確認印等）がなく、確認状況が不明な課が複数見られた。同規則においては、確認印の押印にまで言及しているものではないが、会計課が改正に伴って庁内グループウェア上に公開した切手受払簿のひな型においては所属長確認印欄が設けられており、確認印の押印等により適正管理の一助となることが期待できる。課長等においては、今一度改正後の物品規則を確認いただき、切手等の適正な保管管理に努められたい。

## 2 プロポーザル方式による契約における公募期間の十分な確保について

「第2 監査の結果」においても複数の課にまたがり記載したとおり、プロポーザル方式における契約については、「緊急性」を理由に、公募期間を短縮しているものが多数見られた。ヒアリングや文書ヒアリングにより理由を聴取したところ、確かに緊急性が認められるものもあったが、中には、担当課における公募開始に向けた準備作業を早めること等により解決が可能なのではないかと思われるものもあった。

本市の要領における公募期間の定めは、「事業内容を広く周知するため、及び事業者が業務内容を理解し、良質な提案を作成するため」設けられていることから、安易な公募期間短縮によりプロポーザルによる効果を減じることのないよう留意されたい。

## 3 債権の適正管理について

債権管理については、各課においておおむね適正に行われているものの、前述した人事課の事例をはじめ、いくつかの課題も見られた。

中でも、私債権の管理に関し課題が見られ、法令等に定めがないにも関わらず時効期間の経過のみで不納欠損してしまっている課があった半面、不納欠損が困難であることにより回収の見込みのない未収金が年々累積し取扱いに苦慮しているとの声が聞かれた課もあった。

私債権は時効期間の経過をもってただちに消滅しないため、不納欠損を行うためには、債務者からの時効の援用が行われるか、もしくは、議決事件について定めた地方自治法第96条第1項第10号（「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」）に基づき、議会の議決を得る必要がある。債権を保有する各課においては、その性質や根拠法令を慎重に見定め、他課や他自治体の情報

収集を積極的に行い、一層の適正管理に努められたい。

なお、他自治体においては、近年、「債権管理条例」や「私債権管理条例」等の条例を制定することにより、管理方法や放棄について各部署間で運用の統一化を図る動きも見られる。必要に応じ参考にされたい。

#### 第4 むすび

以上が令和7年度の定期監査における監査意見である。各課に対する指摘事項について、改善できるところは速やかに対処していただきたい。また、第3で述べた改善等を求める事項を含め、今回の定期監査における意見については、監査対象課だけでなく全課において確認、留意していただき、法令等に基づいた適正な事務事業の執行に努めていただきたい。